

○ 総務省令第九十号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四十六第一項の規定に基づき、消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関を登録する省令を次のように定める。

平成十六年五月三十一日

総務大臣 麻生 太郎

消防法第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関を登録する省令
消防法（以下「法」という。）第二十一条の四十八第二項に規定する登録検定機関として次の法人を登録する。

名 称	主たる事務所の所在地	登 録 業 務
財団法人日本消防設備安全センター	東京都港区虎ノ門二丁目九番十六号	法第二十一条の四十五第一項第一号の業務

附 則

この省令は、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十六年六月一日）から施行する。